

第6次

高山村総合計画

(令和7年度～令和16年度)

つどい・つむぎ・つなぐ村 たかやま

令和7年3月

群馬県高山村



たかやま たかやま

高山村では「第5次高山村総合計画」により、若者世代を中心に魅力あるバランスの取れた施策を展開し人口減少の鈍化に向けた取り組みを進めてまいりました。それから10年が経過する中で、地方自治体を取り巻く社会経済環境はより厳しさを増し、少子高齢化や人口減少、インフラ老朽化などの課題が依然として深刻化しております。しかしながら、当時の計画が示した指針や、村民の皆さまのご協力による多彩な施策の成果は、本村の未来を見つめるうえで大きな財産となっています。



このたび、これまでの成果と課題を踏まえ、更なる地域活性化と安心して暮らせる環境づくりを目指して、令和7年3月に「第6次高山村総合計画」を策定いたしました。本計画は令和7年度から令和16年度までを計画期間とし、村民の皆さまや各種団体、事業者の方々との対話やアンケート調査などを通じて幅広いご意見をお伺いするとともに、村役場職員が計画策定に主体的に関わってまいりました。村民の皆さまと村役場職員の議論の結果、本村が目指す将来像を「つどい・つむぎ・つなぐ村 たかやま」と定めています。

本計画は、行政だけでは解決が困難な課題に対応するため、村民の皆さまや多様な関係者との協働を重視し、地域の魅力を一層引き出す道筋を示すものです。村民・職員の双方が当事者意識をもって実行していくことで、小さくとも輝いていける高山村を築いていけると確信しております。

「第6次高山村総合計画」に掲げる施策を着実に推進し、住む人、訪れる人、支え合う人々が、互いにつどい、地域の力をつむぎ、そして将来へとつなげていく高山村を実現してまいります。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

令和7年3月

高山村長 後藤 幸三

目次

第1部 序論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画の位置づけと役割、方向性	2
第3節 計画の体系及び期間	3
第4節 計画の推進	3
第2章 社会的・経済的条件	5
第1節 本村の概要	5
第2節 本村を取り巻く社会情勢と課題	6
第2部 むら全体の方針（基本構想）	10
第1章 村の将来像	11
第2章 目標人口	12
第3章 土地利用構想	13
第4章 施策の大綱	14
第3部 行政の方針（基本計画）	19
未来へつなぐむらづくり【産業・観光】	21
みんなで育むむらづくり【子育て・学校教育】	24
みんなが輝くむらづくり【福祉・医療】	26
つながり助け合うむらづくり【安全・安心】	28
みんなが集うむらづくり【協働・生涯学習】	31
計画の実現に向けて	33
<付属資料>	34
第6次高山村総合計画の策定経過	35
高山村総合計画審議会条例	36
第6次高山村総合計画審議会 名簿	38
第6次高山村総合計画（案）について（諮問）	39
第6次高山村総合計画（案）について（答申）	40
未来プロジェクト会議 名簿	41
第6次総合計画の策定に向けた村民アンケート調査の概要	42
むらづくりワークショップ概要	51

第1部 序論

第 1 節 計画策定の背景

総合計画とは、長期的なむらづくりを総合的かつ計画的に推進するため、むらづくりの方向性や施策などを総合体系的に示した、高山村の最上位計画です。村政の運営にとって総合的な指針となり、各種計画や施策の基礎となる役割を果たします。

本村は、平成 27 年度（2015 年度）に「第 5 次高山村総合計画」を策定し、むらの将来像である『笑顔で輝く高山村』の実現に向けて、新しいむらづくりや、自立して持続できるむらづくりを推進してきました。

「第 5 次高山村総合計画」は令和 6 年度（2024 年度）に満期を迎えますが、人口減少や少子高齢化、インフラの老朽化など、社会経済環境はここ 10 年間で大きく変化しました。長期的な目標や資源配分を定める総合計画の重要性は、ますます高まっているといえます。

そこで、今後の村政の礎となる新たな総合計画（以下、「第 6 次高山村総合計画」といいます。）を策定します。

第 2 節 計画の位置づけと役割、方向性

計画の位置づけと役割、方向性は次のとおりです。

（1）協働できる計画（役割の具体化）

本村においては、今後も人口減少、少子高齢化が進行していくことが予想されます。これは税収の減少をもたらすものであり、将来的に従来と同等の行政サービスの提供を維持できなくなる可能性があります。

各地域が置かれている状況はさらに厳しさと複雑性を増し、もはや行政だけでは地域の課題解決を担っていくことは困難です。そこで、今後は村民や団体、事業者等の様々な方々と行政が協働して、行政サービスを提供することがより重要となります。

そこで、第 6 次高山村総合計画では、計画の実現に向けた村民、行政の役割を具体化し、相互に協働することができる計画とします。

（2）当事者意識（オーナーシップ）を持てる計画（村民参画、行政職員参画）

第 6 次高山村総合計画の策定にあたっては、意識調査や地区・団体ヒアリングなどの実態把握のほか、多くの村民や団体、事業者の皆様と対話を重ねました。また、行政職員個人及び組織としての政策形成能力向上、当事者意識の醸成に向けた計画策定に取り組みました。

村民の声をいかした計画であり、村民・行政職員の双方が当事者意識を持って取り組むことで、その実現を目指します。

（３）計画の総合化

長期的なむらづくりを総合的かつ計画的に推進するため、各分野の個別計画は、可能な限り総合計画との整理・統合・連動化を行っていきます。これにより、計画の総合化を図ります。

第３節 計画の体系及び期間

第６次高山村総合計画の計画体系、期間は次のとおりです。

（１）むら全体の方針（基本構想）

村の将来の目標、目標達成のための施策の大綱を定めます。

本村の地域全体を対象とした計画として、村民主体で策定します。

村民や行政などの各主体が協働して達成する計画で、計画期間は令和７年度（２０２５年度）～令和１６年度（２０３４年度）の１０年間とします。

（２）行政の方針（基本計画）

むらの全体の方針（基本構想）で定めた村の将来像等の実現に向けて、施策ごとの方針と取組を定めます。

行政を対象とした計画として、むら全体の方針に基づき行政主体で策定します。施策（後述）体系は組織、内容は各分野の個別計画との整合をそれぞれ図ります。

計画期間は前期が令和７年度（２０２５年度）～令和１１年度（２０２９年度）の５年間、後期が令和１２年度（２０３０年度）～令和１６年度（２０３４年度）の５年間とします。

計画期間内であっても、社会経済環境の変化に応じて改訂します。

（３）行政の行動計画（実施計画）

行政の方針（基本計画）で定められた村の施策を、具体的にどのように実施していくかを示します。

計画期間は３年とし、予算と一体化した計画として毎年度見直しを行います。

第４節 計画の推進

本計画の目標達成に向けて、村民や事業者、団体等と連携を図りながら推進していきます。また、計画の進捗確認や検証、見直しを行うため**P D C Aサイクル**※により計画を進行管理します。

※P D C Aサイクル PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の４つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進する。

図 本計画の構成

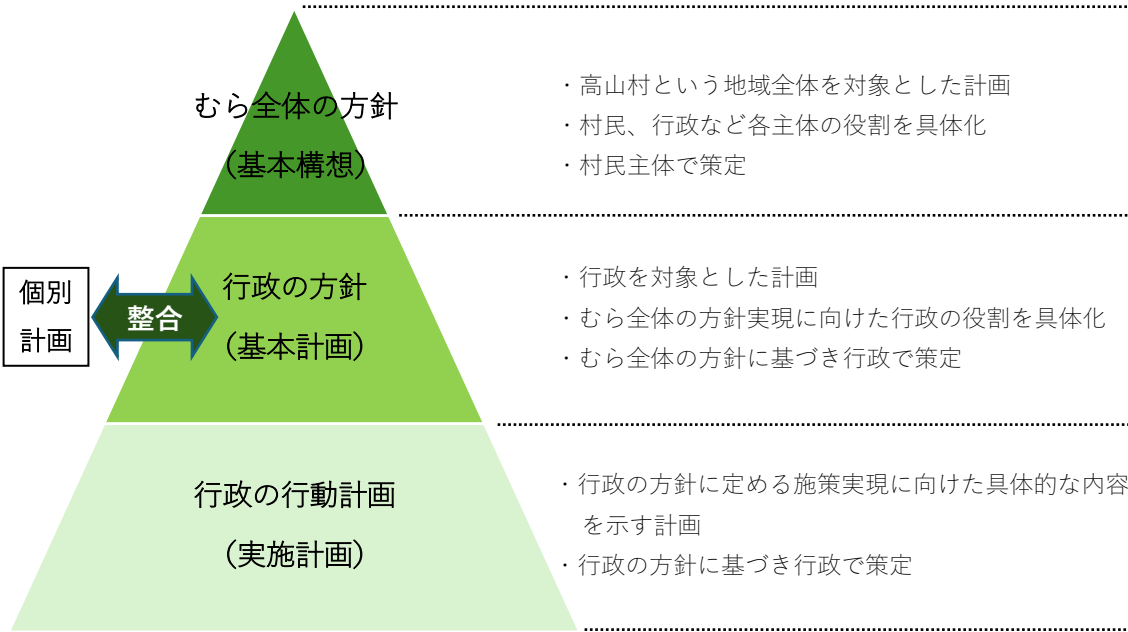


図 本計画の期間

年度	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)	令和 13 (2031)	令和 14 (2032)	令和 15 (2033)	令和 16 (2034)
むら全体の方針	令和 7 年度～令和 16 年度 (10 年間)									
行政の方針	令和 7 年度～令和 11 年度 (前期：5 年間)					令和 12 年度～令和 16 年度 (後期：5 年間)				
行政の行動計画	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し	見直し

第 1 節 本村の概要

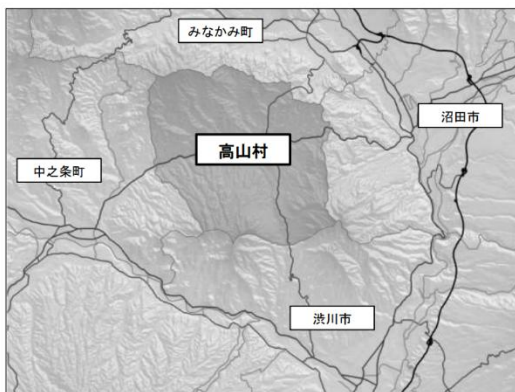
(1) 地勢等

本村は群馬県の北西部に位置し、吾妻郡内の東に位置しています。東は沼田市、南は渋川市、西は中之条町、北はみなかみ町に隣接しています。県庁所在地の前橋までは 35km、東京都心までは 170km の距離にあります。総面積は、64.18 km²となっています。

本村の主要道路は、東西方向に国道 145 号線（日本ロマンチック街道）、南北方向に主要地方道渋川下新田線（旧三国街道）があります。また、南北に 1,000m 級の山々が連なり、村の中央を西の方へ名久田川が流れています。村内は盆地状の中山地区と、傾斜地で中之条盆地の一部である尻高地区という地形が異なる二つの地区に分かれています。そのため、耕作地も標高 420m から 700m までと幅広く分布しています。

気候は、山々に囲まれた盆地状の地形であるため、内陸性気候となっています。

図 高山村の位置



(2) 沿革

戦国時代には、交通の要所として各所に城が設けられ、城跡、合戦跡が今に残ります。近世になると、越後と江戸を結ぶ三国街道の宿場として、大いに賑わいました。江戸時代の宿場跡などから当時の繁栄をしのぶことができます。繁栄は街道が廃止される明治初期まで続きましたが、その後、基幹産業を農業に切り替えました。

明治 22 年（1889 年）、中山村と尻高村が合併して高山村になり、現在に至ります。

(3) 村章

「たかやま」の“た”の字を図案化したもので、村の円満を象徴し、上部の山は飛躍し発展する高山村を表したものです。



昭和 46 年（1971 年）制定
（村民公募入選作）

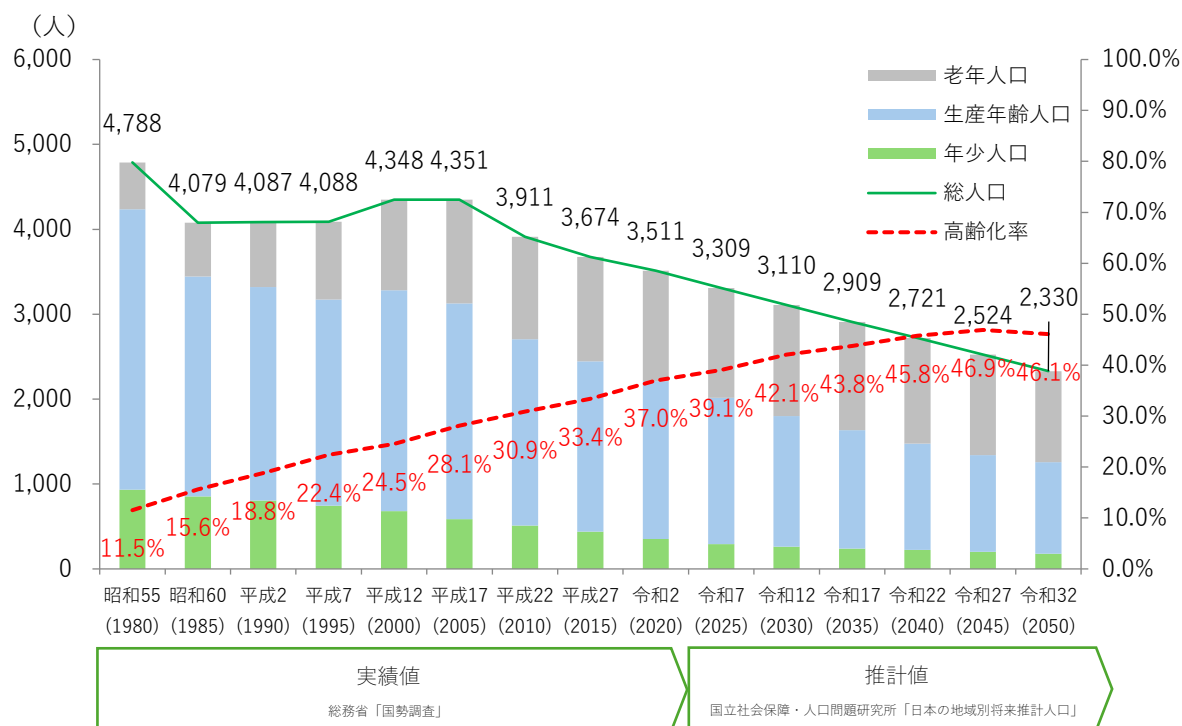
第2節 本村を取り巻く社会情勢と課題

(1) 人口の動向

本村の人口は、令和5年（2023年）11月1日時点で3,271人です。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和32年（2050年）の本村人口は、2,330人にまで減少する見通しが示されています。

一方、総人口のうち65歳以上の人口が占める割合である高齢化率は、昭和55年（1980年）は11.5%でしたが、令和2年（2020年）には37.0%となりました。更に、令和32年（2050年）には46.1%になる見通しです。本村の総人口の半分近くが65歳以上となることを意味しており、人口減少に加えて少子・高齢化への対策が大きな課題となります。

図 人口の推移と将来推計



【出典】「RESAS（地域経済分析システム）サマリーサイト」 (<https://summary.resas.go.jp/summary.html>)

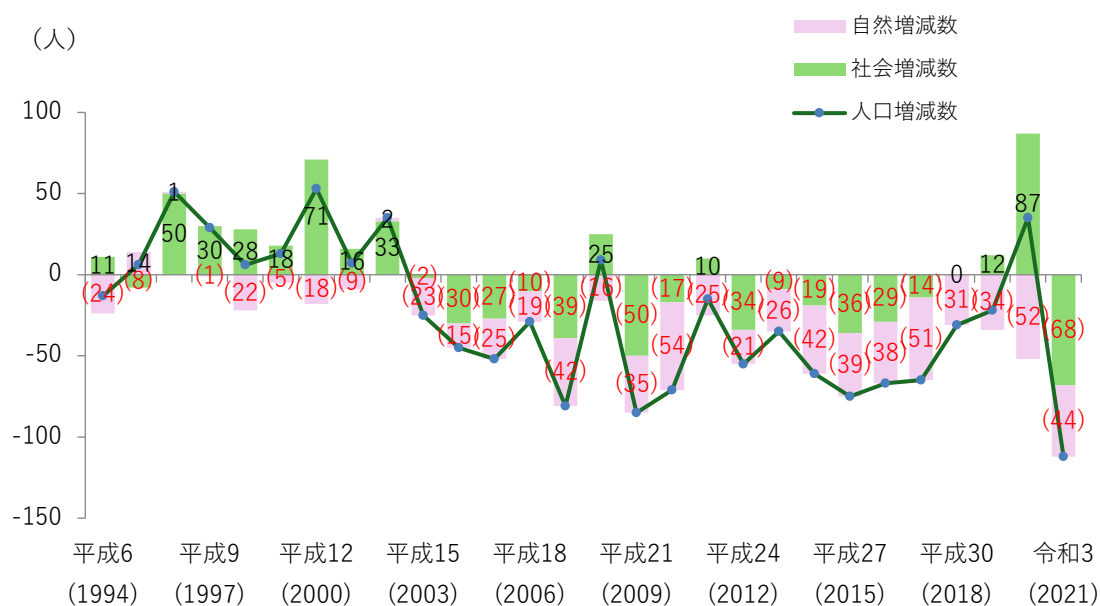
をもとに日本生産性本部作成。

【注記1】年少人口＝14歳以下の人口、生産年齢人口＝15～64歳の人口、老年人口＝65歳以上の人口。

【注記2】高齢化率＝総人口のうち65歳以上の人口が占める割合。

本村では、平成15年（2003年）以降は一貫して自然減（生まれた子供の数が亡くなった人の数を下回る状態）が続いています。一方、令和元年（2019年）、令和2年（2020年）に社会増（人口流入数が流出数を上回る状態）となり、令和2年（2020年）には12年ぶりに人口増に転じました（+35人）。しかし、令和3年（2021年）には再び人口減となっています（-112人）。

図 自然増減数、社会増減数推移



【出 典】「RESAS (地域経済分析システム) サマリーサイト」 (<https://summary.resas.go.jp/summary.html>)

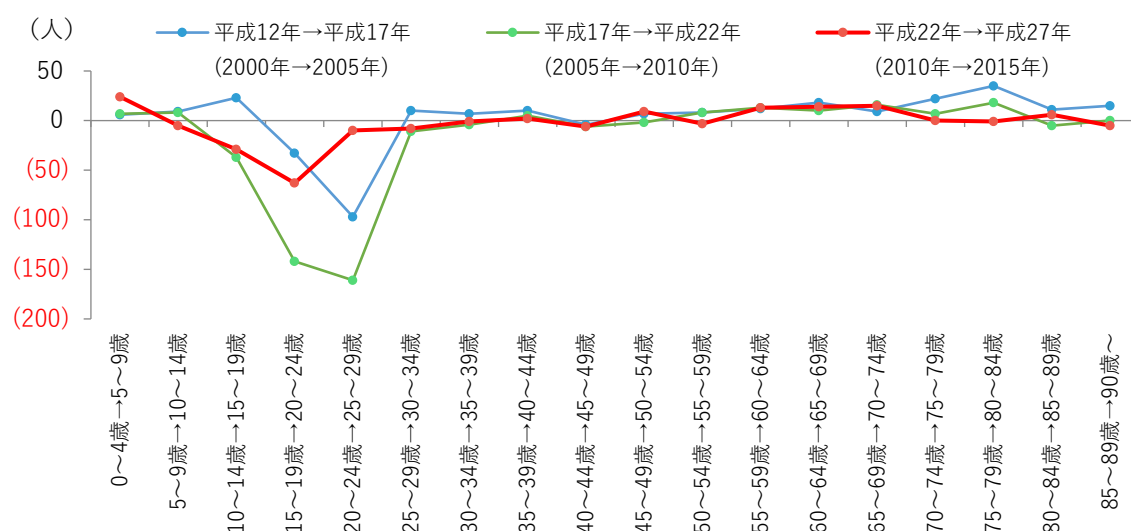
をもとに日本生産性本部作成、以下同。

【注記1】平成24年(2012年)までは年度データ、平成25年(2013年)以降は年次データ。

【注記2】平成23年(2011年)までは日本人のみ、平成24年(2012年)以降は外国人を含む数字。

10代後半、20代前半、20代後半の世代の流出が続いており、若い世代が戻り、住み続けられるむらづくりが課題となります。

図 年齢階級別純移動数の時系列推移



(2) 交流人口（滞在人口）

本村の滞在人口（14 時時点）をみると、平日は本村の人口（国勢調査人口）をやや下回っている一方で、休日は概ね上回っています。特に、4 月頃から 11 月頃にかけては、休日人口が本村の人口を大きく上回っています。一方、1 月～2 月は休日、平日ともに本村の人口を下回っています。

8 月に絞って滞在人口の時間別推移（4 時、10 時、14 時、20 時）をみると、昼間人口（10 時、14 時）は休日が平日を大きく上回っている一方で、夜間人口（4 時、20 時）は大きな差がありません。他地域で宿泊した方が、昼間に本村を訪問している可能性があります。

図 滞在人口の月別推移

（群馬県高山村、令和 4 年(2022 年)14 時、15 歳以上 80 歳未満、国勢調査人口 2,650 人）

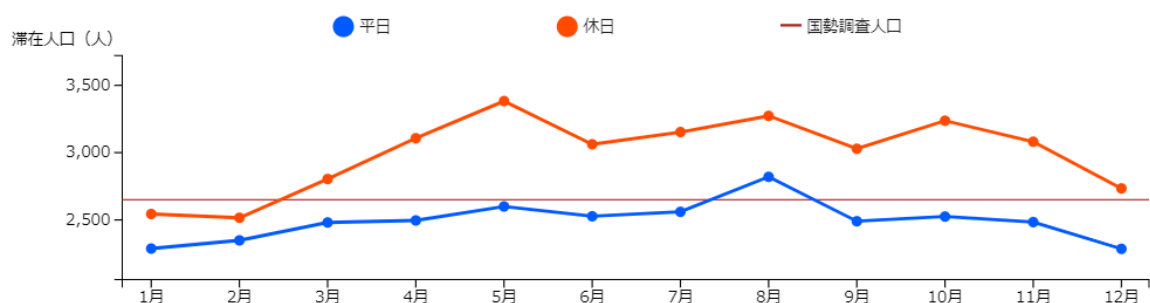
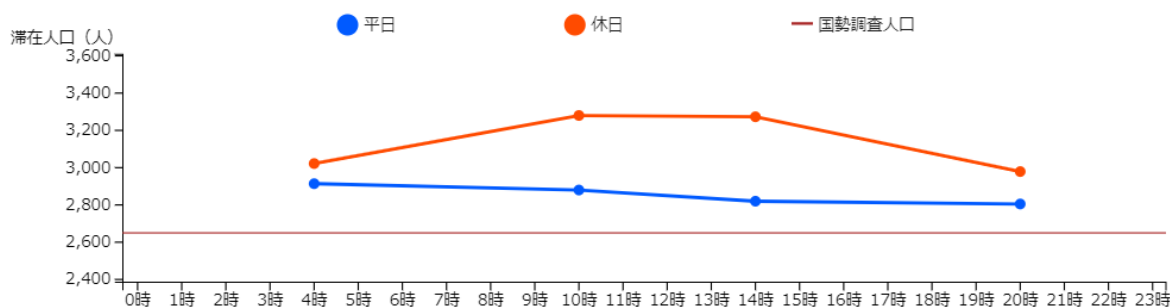


図 滞在人口の時間別推移

（群馬県高山村、令和 4 年(2022 年)8 月、15 歳以上 80 歳未満、国勢調査人口 2,650 人）



【出典】「RESAS（地域経済分析システム）-まちづくりマップ-滞在人口率」

(<https://resas.go.jp/tourism-ratio/#/graph/10/10428/0.0/2022/8/2020/1/14/-/-/9.815916935561027/36.6208892/138.9433438/>) (2024 年 6 月 21 日利用)

株式会社 N T T ドコモ・株式会社ドコモ・インサイトマーケティング「モバイル空間統計®」

総務省「国勢調査」

【注記】滞在人口率は、滞在人口（株式会社 N T T ドコモ・株式会社ドコモ・インサイトマーケティング「モバイル空間統計®」）÷ 国勢調査人口（総務省「国勢調査」夜間人口）で表される。

滞在人口とは、指定地域の指定時間（4 時、10 時、14 時、20 時）に滞在していた人数の月間平均値（平日・休日別）を表している。

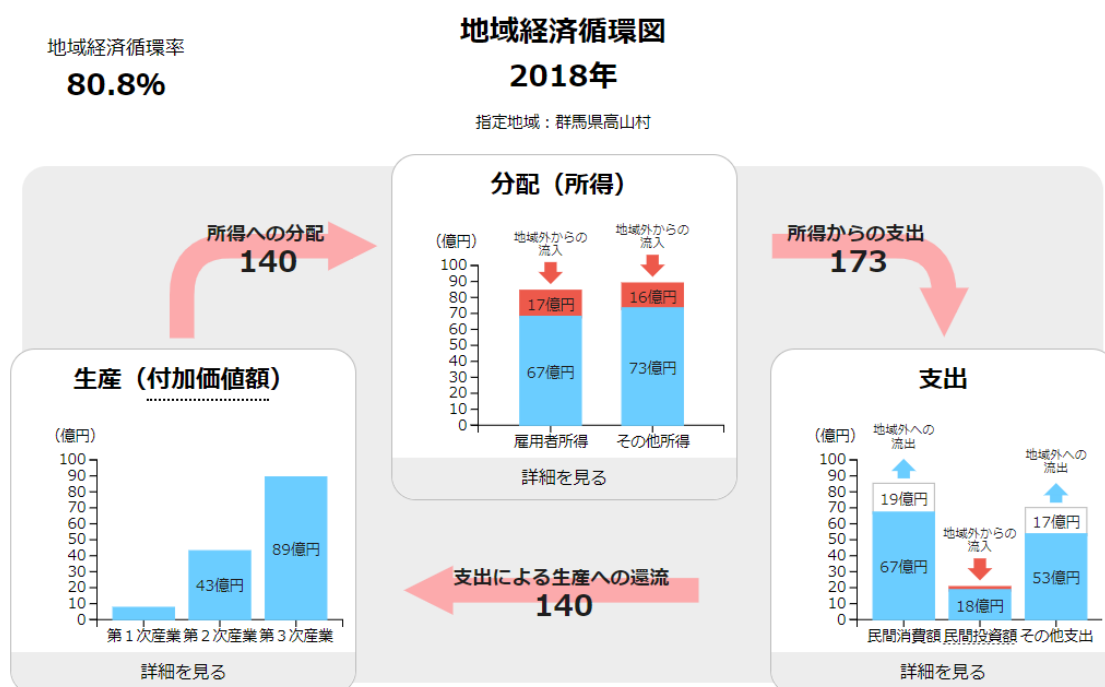
携帯電話の運用データについては国籍に関わらず契約者のデータが使用されていることから、滞在人口の算出には国内に居住する外国人も推計として含まれている。ここでいう「国勢調査人口」とは、表示対象に指定した性別・年代の人口であり、当該自治体における総人口ではない。

(3) 地域経済の循環

地域経済循環率（生産（付加価値額）÷分配（所得）により算出）は、その地域の経済の自立度を測る指標です。本村の平成 30 年（2018 年）の地域経済循環率は 80.8%です。平成 27 年（2015 年）の 70.3%、平成 25 年（2013 年）の 75.5%、平成 22 年（2010 年）の 79.1%と比べるとやや改善しています。

生産（付加価値額）をみると、第 3 次産業が最も高くなっています。分配（所得）をみると、所得は地域外に流出せず、地域外から流入しています。一方、支出をみると、民間投資は呼び込めているものの、民間消費額とその他支出は地域外に流出しています。村内経済循環に向けて、地域住民の支出を域内で吸収することが課題となります。

図 地域経済循環図（平成 30 年（2018 年））



【出典】「RESAS（地域経済分析システム）-地域経済循環マップ-地域経済循環図」

(<https://resas.go.jp/regioncycle/#/map/10/10428/2/2018/->) (2024 年 6 月 21 日利用)

環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）

地域経済循環分析 <http://www.env.go.jp/policy/circulation/index.html>

【注記】「地域経済循環率」とは、生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示している。（値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高い。）

「雇用者所得」とは、主に労働者が労働の対価として得る賃金や給料等をいう。

「その他所得」は、財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等、雇用者所得以外の所得により構成される。

「その他支出」は、「政府支出」＋「地域内産業の移輸出-移輸入」により構成される。

「支出流出率」とは、地域内に支出された金額に対する地域外から流入・地域外に流出した金額の割合で、プラスの値は地域外からの流入、マイナスの値は地域外への流出を示す。

第2部 むら全体の方針

(基本構想)

本村の将来像を、次のとおり定めます。

つどい・つむぎ・つなぐ村 たかやま

この将来像は、むらづくりワークショップにおいて、村民と行政職員で議論した高山村が目指す 10 年後の将来像案をもとにまとめたものです。

第 6 次高山村総合計画では、多様な価値観を持つ村民が**集って繋がり**、生業やコミュニティを**紡ぎ**、その生業やコミュニティを未来へと**繋いでいく**。そんな村に 10 年後になっている状態を目指します。

「つどい」「つむぎ」「つなぐ」という 3 つのキーワードにそれぞれ込められた願いは次のとおりです。

(1) 「つどい」に込められた願い

- さまざまな価値観や立場の人が集い、お互いに尊重・協力し合いながら、高山村を良い村とするために共通の目標を持っていきたい。
- 色とりどりの山のように、さまざまな価値観が織りなす豊かな社会であってほしい。
- 村に集う全ての人が輝いてほしい。

(2) 「つむぎ」に込められた願い

- 本村の文化・産業など、生きていく糧を紡いでいきたい。
- 一人ひとりが輪となって繋がっている村となるために、和（コミュニティ）を紡いでいきたい。

(3) 「つなぐ」に込められた願い

- 高山村で育った子供たちが、生業を未来へと繋いでほしい。
- 明日を楽しみにして、和（コミュニティ）を未来へと繋いでいきたい。

本村の将来の人口推計によると、令和 32 年（2050 年）には、2,330 人にまで減少する見通しが示されています（国立社会保障・人口問題研究所の推計）。

吾妻郡においても人口減少が進む中、本村においては社会増加※へ向けた取組を推進することで、**人口減少の進行を鈍化**させていきます。

※社会増加 流出数よりも流入数が多い場合。人口の変動には、死亡数と出生数の差による「自然増減」と、流出数と流入数の差による「社会増減」の 2 つの側面がある。

本村は、かねてより生活の中に農林業の営みがあり、田園風景や美しい里山景観の形成、水を育む森林の保全がなされてきました。

本村は都市計画法で定められる都市計画区域※の指定を受けておらず、用途の無秩序な混在や良好な景観の喪失が懸念されます。

そこで、農山村としての合理的な土地利用と里山景観を保全していくために、次の個別計画の方針と整合を図った土地利用を推進します。

(1) 高山農業振興地域整備計画（昭和 48 年(1973 年)策定、令和 4 年(2022 年)改訂）

- 農用地区域と非農用区域を区分。

農用地区域における農業生産基盤の整備を図るとともに、山里やふるさとの原風景を守るため、乱開発を防止する規制等を適切に行いながら、合理的、機能的な秩序ある土地利用を推進する。

(2) 高山村森林整備変更計画（令和 4 年(2022 年)変更）

- 効率的・安定的な林業の振興を図るとともに、地球温暖化の防止や水源のかん養、土砂災害の防止等多くの公益的機能を有する森林を保全する。

(3) 高山村景観計画（平成 23 年(2011 年)策定）

- 高山村の山里文化の風景は、村民の共有財産であるという認識をもとに、美しい山里文化の風景づくりを推進する。

※都市計画区域 規制誘導あるいは整備をすることにより、都市のいたずらな膨張拡大を適正に誘導する、まちづくりのための計画で、県知事が指定する。

施策の大綱 1 未来へつなぐむらづくり【産業・観光】

分野：商工業、農林業、観光、むらの中心地 等

（1）キーワード

- 交流（関係）人口の増加（滞在時間増）
- 観光客が何度も来る（ファンづくり）
- 地域資源の活用
- 村の経済循環、事業の創出と継続

本村は、豊かな自然環境に恵まれ、道の駅や農産物直売所、キャンプ場などの地域資源を活用した施設があります。また、農林業生産の加工・販売の一体化や産業の創出など、6次産業化が推進されています。農林業の営みにより里山の風景を守り、地域資源を活用し産業と観光を結びつけることで、村民の日常生活の利便性向上に加え、観光客が何度も訪れるよう交流（関係）人口の増加を目指します。

さらに、観光客だけでなく村民も高山村産の農産物を購入し、村内の商店や飲食店を利用するよう促すことで、村の経済を循環させていきます。また、若者や移住者が新たに事業を始め、村民の活躍の場が創出され持続できる状態を目指します。

（2）目標

- 村内・村外の人々の交流が拡大している状態
- 村内で経済が循環している状態

（3）目標実現に向けた各主体の役割

目標	村民の役割	行政の役割
村内・村外の人々の交流が拡大している状態	・観光施設や村の施設を活用し、村の魅力を発信。 ・村の良さを体感できるイベント等を継続的に開催。 ・イベント等への参加。 ・地域資源の有効活用を図るための事業実施や団体の発足。 ・農林業従事者の確保。	・既存施設の有効活用や連携のための体制づくり、人材確保。 ・村内外の団体等との連携による情報発信やPRの強化。 ・イベントや団体に対する支援。 ・里山景観の維持。
村内で経済が循環している状態	・地場製品の購入、村内施設や飲食店等の利用。 ・事業の承継や創出等、村民が活躍できる場づくり。 ・村民の人材育成機会の提供・雇用促進。	・村内の消費活性化に向けた事業者や団体との連携・PR。 ・村の農産物や事業者など、村民が把握するための広報活動。 ・起業支援推進、PR場所の提供。 ・人材育成に対するサポート。

施策の大綱2 みんなで育むむらづくり【子育て・学校教育】

分野：子育て、学校教育、青少年育成 等

(1) キーワード

- 多様な選択肢
- 郷土愛
- 多世代交流
- 誰一人取り残さない教育・保育
- 居場所づくり

本村は、地域・行政・教育機関が一体となって子供たちの学びの実現を推進しています。子供たち一人ひとりの可能性と選択肢を広げ、郷土愛を育むために、学校教育はもちろんのこと、多世代交流や様々な学びや経験・交流ができる機会を設けることで、地域全体で村の宝である子供たちを育てていきます。

また、学校や家庭以外の居場所づくり、子育てを通じた多世代が理解しあえるコミュニティの形成、包括的な子育て支援などを通じて、誰一人取り残さない教育・保育の推進を目指します。

(2) 目標

- 地域全体で子供たちを育てている状態
- 誰ひとり取り残すことなく教育や保育が受けられる状態

(3) 目標実現に向けた各主体の役割

目標	村民の役割	行政の役割
地域全体で子供たちを育てている状態	・多世代間、地域間交流の推進と相互理解。 ・様々な知識やスキルを持った村民が外部講師として参加。 ・子育ての助け合いと相互理解。	・子供たちの居場所づくり。 ・多世代で子育ての悩み相談ができるコミュニティづくり。 ・場と人を繋ぐ人材育成。
誰ひとり取り残すことなく教育や保育が受けられる状態		・地域と一体となった教育や保育の推進。 ・多様な選択肢の提供と支援。 ・子供の通学手段の支援。

施策の大綱3 みんなが輝くむらづくり【福祉・医療】

分野：地域福祉・医療、高齢者福祉、障がい者福祉 等

(1) キーワード

- 高齢者の活躍
- 移動手段、高齢者サービスの維持
- 生きがいとコミュニティの場
- 支え合い
- 予防医療、オンライン医療

全国的な動向と同様に、本村においても少子高齢化が進行しています。高齢者の方が孤立せずに生きがいをもって活躍し、生活手段に困らない状態を目指します。

また、医師不足を受け、高度医療からリハビリテーションまでを単独の医療機関が担うことが困難になっています。誰もが必要な時に必要な医療や情報にアクセスしやすく、予防医療が定着している状態を目指します。

さらに、誰もが互いに尊重し共生する社会を目指し、障がい者の自立と社会参加にむけて継続して支援に取り組みます。

(2) 目標

- 高齢者の活躍の場が増えている状態
- 必要な医療や情報にアクセスしやすい状態、予防医療が定着している状態

(3) 目標実現に向けた各主体の役割

目標	村民の役割	行政の役割
高齢者の活躍の場が増えている状態	・地域における助け合い。 ・コミュニティの場への参加。 ・シルバー人材の活用。	・高齢者へのサポート人材の確保。 ・生きがいやコミュニティの場の提供。
必要な医療や情報にアクセスしやすく、予防医療が定着している状態	・制度の理解、適正な活用。 ・予防医療に対する理解、イベントへの参加。	・地域サービスの維持。 ・医療、介護、生活支援等の包括的な確保。 ・相談者への適切な案内。 ・予防医療の仕組みづくりや普及の推進。

施策の大綱 4 つながり助け合うむらづくり【安全・安心】

分野：社会基盤（道路・河川・森林・上下水道）、住宅、環境、脱炭素、防災・減災 等

（1）キーワード

- 里山の風景の維持
- 耕作放棄地の減少
- 不法投棄の防止
- 全世代を巻き込んだ地域コミュニティ形成
- 安全・安心な暮らし
- 事故や事件の未然防止

本村の里山の風景を維持するには、農林業の振興の他、耕作放棄地の減少や不法投棄の防止が欠かせません。また、防犯に向けては、地域のつながりの強さに加えて、村全体の情報が村民にいきわたる必要があります。

さらに、橋や道路、上下水道施設などのインフラは老朽化が進み、新たに維持管理のコストが必要となっています。村民の安全・安心な暮らしを確保できるよう、地震や台風、豪雨、大雪などの自然災害に備え、災害予防、減災対策に取り組みます。

（2）目標

- 里山の風景が守られている状態
- 防災対策が推進された状態
- 村内で事故、事件が限りなくゼロに近い状態

（3）目標実現に向けた各主体の役割

目標	村民の役割	行政の役割
里山の風景が守られている状態	・耕作放棄地等の有効活用に向けたアイデア提供。 ・地域住民による環境美化活動の実施、機会創出。	・農林業後継者の育成、人材確保。 ・農林業の発展のためのコミュニティづくり。 ・不法投棄をしない環境づくり。
防災対策が推進された状態	・自助、共助、公助の醸成と地域のつながり。 ・消火栓による初期消火の実践。 ・積極的な情報収集。 ・独居世帯への見守り強化。	・災害予防、減災対策。 ・情報発信体制の強化。 ・組織や仕組みの見直し。
村内で事故、事件が限りなくゼロに近い状態	・危険箇所等の情報提供等。 ・自主的な防犯対策。	・防犯灯の増設。 ・事故多発地点の道路等の改善。 ・登下校時間帯の見守り強化。

施策の大綱 5 みんなが集うむらづくり【協働・生涯学習】

分野：協働、社会教育・文化、デジタル 等

(1) キーワード

- 多様性
- 自分事
- 教え合い
- 自主的な活動

様々な価値観や立場の人がつどい、お互いに尊重し合いながら、村の将来に向けて協力しあうために、村民全員が学び・教え合い、共通の課題意識を持つことを目指します。

また、村民が生涯に渡って学び続けられるよう、多様な文化・スポーツ等の生涯学習の機会を創出し、気軽に参加し楽しめる環境づくりを目指します。さらに、村の文化継承に向けての活動支援、人権尊重の教育や啓発活動にも引き続き取り組んでいきます。

(2) 目標

- 村民全員が共通の課題意識を持っている状態
- 村民の情報活用能力が向上している状態
- 多様な文化・スポーツ等を気軽に参加し楽しめる状態

(3) 目標実現に向けた各主体の役割

目標	村民の役割	行政の役割
村民全員が共通の課題意識を持っている状態	・地域や行政、住民間の会合等の開催。 ・村のことや自分のことを「自分事」として考える。 ・世代間を超えた教え合い。	・会合や企画に対するサポート。 ・会合の場で出た意見の発表の場創出、情報提供。 ・地域リーダーの育成支援。
村民の情報活用能力が向上している状態	・情報収集能力向上のための知識の醸成。	・デジタル技術の提供、支援。
多様な文化・スポーツ等を気軽に参加し楽しめる状態	・自主的な活動と参加。 ・他地域が開催するイベント等への興味、交流。	・村民や各種団体の企画やイベントに対するサポート。 ・官民の役割分担の明確化。

第3部 行政の方針

(基本計画)

行政の方針のみかた

- ① むら全体の方針、施策の大綱名
- ② むら全体の方針、施策の大綱の分野ごとに取組む施策名
- ③ 施策の大綱ごとに取組む施策ごとの方針

※施策の大綱のキーワード、目標、役割などを勘案し設定

- ④ 設定した方針を達成するための行政の取組内容

(新規は新しい取組、拡充は拡充する取組)

※施策の大綱のキーワード、目標、役割などを勘案し設定

※取組内容の詳細は、予算と一体化した計画として、行政の行動計画(実施計画)としてとりまとめる。

- ⑤ 主として担当する課

① 未来へつなぐむらづくり【産業・観光】

② 施策 1-1 商工業

方針と取組

- ③ 1 商工業が持続できるよう村内での経済循環を促進する
- ④ ⇒ 各関係機関との連携・支援、消費活性化への支援・PR
- 2 創業(起業)を促進する
- ⇒ 起業支援の推進、人材育成へのサポート

- ⑤ 担当課：地域振興課

未来へつなぐむらづくり【産業・観光】

施策 1-1 商工業

方針と取組

- 1 商工業が持続できるよう村内での経済循環を促進する
⇒ 各関係機関との連携・支援、消費活性化への支援・PR
- 2 創業（起業）を促進する
⇒ 起業支援の推進、人材育成へのサポート

担当課：地域振興課

施策 1-2 農業

方針と取組

- 1 農産物の付加価値を高め、品質や知名度を向上させる
⇒ 農産物のブランド化、特産品の開拓、有機農業・環境保全型農業の推進
- 2 農業生産力を増進し、農業経営の合理化を支援する
⇒ 農地等の基盤整備、土地の適正利用、農業用水の管理
- 3 農産物の加工・販売の一体化を支援する
⇒ 6次産業化支援、販路開拓支援
- 4 農業の担い手を確保する
⇒ 就農支援、担い手の確保・育成、地域計画の推進

担当課：農林課

施策 1-3 林業

方針と取組

1 森林の多面的機能を維持する

⇒ 森林の適正な管理、林道維持・路網整備、病害対策

2 林業の担い手を確保する

⇒ 担い手の確保・育成

3 木材利用を推進する

⇒ 木材資源の有効活用

担当課：農林課

施策 1-4 畜産業・水産業

方針と取組

1 畜産業・水産業を維持する

⇒ 牧場の管理、家畜自衛防疫、水産業関係支援

担当課：農林課

施策 1-5 観光

方針と取組

1 地域産業と観光を繋げ循環を生み出す

⇒ 農林業部門や企業・民間施設・地域団体との連携

2 村の関係人口（ファン）を増やす

⇒ **拡充** シティプロモーション※の推進

3 村の交流人口を増やす

⇒ 資源・魅力の発信、観光施設の維持管理

担当課：地域振興課

※シティプロモーション 観光のみにとらわれず地域の魅力を発信し地域経済を活性化させる活動。

施策 1-6 むらの中心地

方針と取組

1 地域内外の人々が交流できる場をつくる

⇒ むらの中心地づくりの推進

2 中心地を起点とした賑わいやスモールビジネスを創出する

⇒ サテライトオフィスの活用

3 地域資源の発掘と活用を促進する

⇒ 地域内外の人材活用・連携

4 付加価値の高い返礼品を提供する

⇒ ふるさと納税

担当課：地域振興課

みんなで育むむらづくり【子育て・学校教育】

施策 2-1 子育て

方針と取組

- 1 働く世代を応援、安心して子供を預けられる環境をつくる
⇒ 保育所の運営、子育て支援センターの運営、病児保育
- 2 出産や育児について相談できる場を提供する
⇒ 母子保健活動、各種相談・教室

担当課：保健みらい課、教育課

施策 2-2 学校教育

方針と取組

- 1 子供たちの心身の発達に応じ一貫した学びの場を推進する
⇒ こども園・小中学校の運営、**新規** 義務教育学校の推進
- 2 誰一人取り残さない教育を行い、地域全体で子供たちを育む
⇒ 学校教育、特別支援教育、**拡充** コミュニティスクール
- 3 特色ある教育を推進する
⇒ GIGA スクール※、地域と連携した体験学習・自然体験
- 4 安心・安全な美味しい給食を提供する
⇒ 給食センターの運営
- 5 児童・生徒の安全を確保する
⇒ 通学路の管理、スクールバスの運行

担当課：教育課

※GIGA スクール 児童・生徒一人ひとりに1台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを整備し、ICTを活用した教育環境を構築する。

施策 2-3 青少年育成

方針と取組

1 青少年の健全な育成を支援する

⇒ 青少年教育、家庭教育

2 子供たちの居場所や学びの場をつくる

⇒ 放課後教室、地域や学校との連携活動

担当課：教育課

みんなが輝くむらづくり【福祉・医療】

施策3-1 地域福祉・医療

方針と取組

1 予防医療の定着を促進する

⇒ 感染症予防、健康診断・相談

2 健康的な生活のための予防措置を促進する

⇒ 健康増進、食育推進

3 必要な医療や情報にアクセスできるようにする

⇒ 医療機関との連携・情報発信

4 社会保障制度を健全に運営する

⇒ 国民健康保険、介護保険、年金、福祉医療、後期高齢者医療

5 公的扶助を着実に提供する

⇒ 生活保護

担当課：保健みらい課、住民課

施策3-2 高齢者福祉

方針と取組

1 高齢者が安心して生活できるように支援する

⇒ 地域包括ケアシステム※

2 高齢者の活躍を支援し活躍できる場を提供する

⇒ シルバー人材、地域サロン、サポート人材の確保

担当課：保健みらい課、住民課

※地域包括ケアシステム 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域で包括的に実施する支援・サービス提供体制。

施策 3-3 障がい者福祉

方針と取組

1 障がい者の地域での自立した生活を支援する

⇒ 障がい者の自立支援、**拡充** 成年後見制度

2 障がい者の社会参加を支援する

⇒ ニーズに応じた人材派遣・相談、移動手段のサポート

担当課：保健みらい課、住民課

つながり助け合うむらづくり【安全・安心】

施策 4-1 道路・河川・森林

方針と取組

1 道路通行等の安全を確保する

⇒ 道路パトロール、道路・橋りょうの維持・復旧、除雪対策

2 河川の機能を維持する

⇒ 河川の維持管理

3 森林の公益的機能を高める

⇒ 森林の適正な管理、林道維持・路網整備、病害対策

担当課：建設課、農林課

施策 4-2 上下水道

方針と取組

1 安全な水道水を供給する

⇒ 水道施設の運営管理

2 良好な水環境のために適正な汚水処理を行う

⇒ 汚水処理施設の運営管理

担当課：建設課

施策 4-3 環境

方針と取組

1 ごみの減量化を促進する

⇒ ごみの分別・啓発

2 不法投棄を防止し、きれいな村を維持する

⇒ 不法投棄の監視・啓発、環境美化活動

3 公害から生活環境を守る

⇒ 公害防止のための啓発・規制

4 乱開発を防止し適正な土地利用を促進することで里山風景を守る

⇒ 土地開発や野立て太陽光発電の規制、景観形成、農地の適正利用

5 有害鳥獣等による人や農作物への被害を抑制する

⇒ 有害鳥獣

6 飼育動物等の適正な管理を推進する

⇒ 狂犬病予防、野良犬等の保護

7 交通弱者を支援する

⇒ 公共交通、福祉バス

8 脱炭素社会に向けた活動を支援する

⇒ たかやま 5 つのゼロ宣言

担当課：住民課、地域振興課、農林課

施策 4-4 住宅

方針と取組

1 住宅困窮者や子育て世帯に住まいを提供する

⇒ 村営住宅の運営管理

2 危険空家の発生を防止する

⇒ 特定空家の把握・対策

3 財産の保全、各種負担の均等化

⇒ 地籍調査、用地管理

4 空き家・土地を有効活用し住まいを確保する

⇒ 空き家マッチング、分譲地

担当課：建設課、地域振興課

施策 4-5 防災・減災

方針と取組

1 防災・減災体制を強化し、危機管理体制を充実させる

⇒ 災害予防（啓発、ハザードマップ、防災訓練、食料備蓄等）、
災害応急対策（避難所運営管理、情報伝達・誘導、被害調査）、
災害復旧（被災状況把握、被災者支援）、**新規** 防災重点ため池の整備

2 事故や犯罪を未然に防止する

⇒ 警察・地域との連携、交通安全、防犯設備の管理

3 消防力を維持し、生命・身体及び財産を災害から守る

⇒ 消防団組織の運営、消防設備の管理

担当課：総務課、農林課

みんなが集うむらづくり【協働・生涯学習】

施策 5-1 協働

方針と取組

- 1 行政区と連携した村づくりを推進する
⇒ 行政区との連携
- 2 村政情報等をわかりやすく村民へ発信する
⇒ 広報たかやま
- 3 村内外の人が高山村の情報を確実に得られるようにする
⇒ 公式ページの運営
- 4 地域団体等の活発な活動を支援する
⇒ 地域づくり団体等への支援
- 5 地域コミュニティの活性化を促進する
⇒ 移住・定住促進
- 6 多様性を包摂したまちづくりを推進する
⇒ 多文化共生、国際交流

担当課：総務課、地域振興課

施策 5-2 社会教育・文化

方針と取組

1 文化財を次世代に継承する

⇒ 文化財の調査・保護、認知活動

2 子供から大人まで誰もが学べる場をつくる

⇒ 文化協会、文化祭・生涯学習大会、教養講座、図書館の運営

3 誰もが楽しく気軽に参加できる場をつくる

⇒ スポーツ協会、スポーツ大会・教室、社会体育施設管理

担当課：教育課

施策 5-3 デジタル

方針と取組

1 デジタル技術の活用を支援する

⇒ メール配信やアプリによる情報提供、デジタル活用の支援

2 行政手続きの利便性を向上させる

⇒ 証明書等のコンビニ交付

担当課：総務課、地域振興課、税務会計課、住民課

計画の実現に向けて

行政運営

方針と取組

- 1 総合計画に基づいた行財政運営を行い総合計画の実効性を確保する
⇒ 総合計画マネジメント
- 2 村民の意見を十分に反映し、取組を推進する
⇒ 意見の集約・反映
- 3 健全な財政運営を促進し限られた財源を有効に活用する
⇒ 財政・予算決算
- 4 地域問題解決のために企業からの寄附金を募り有効に活用する
⇒ 企業版ふるさと納税
- 5 公有財産を適正に管理し有効活用する
⇒ 公有財産、官民連携
- 6 適正な組織編成と人員配置を推進する
⇒ 人事、職員の育成
- 7 行政サービスを維持する
⇒ 補助金等の活用、受益者負担等の見直し、補助金・負担金等の適正化
- 8 税に対する理解を促進し、公平性を確保する
⇒ 出納、税の収納、滞納整理

担当課：総務課、地域振興課、税務会計課

付属資料

第6次高山村総合計画の策定経過

令和5年	11月1日	高山村のむらづくり計画（第6次高山村総合計画）の策定に向けた村民アンケート調査（～12月）
	12月22日	第1回 むらづくりワークショップ
令和6年	1月12日	第2回 むらづくりワークショップ
	1月26日	第3回 むらづくりワークショップ
	2月7日	第4回 むらづくりワークショップ
	2月21日	第5回 むらづくりワークショップ
	3月6日	第6回 むらづくりワークショップ
	3月22日	第7回 むらづくりワークショップ
	4月26日	第8回 むらづくりワークショップ
	6月3日	未来プロジェクト会議
	8月1日	未来プロジェクト会議
	12月2日	未来プロジェクト会議
令和7年	2月10日	第1回 第6次高山村総合計画審議会
	2月27日	第2回 第6次高山村総合計画審議会
	3月14日	第3回 第6次高山村総合計画審議会

高山村総合計画審議会条例

平成 26 年 9 月 3 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき高山村総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、村長の諮問に応じ、高山村総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 村議会議員
- (2) 学識経験を有するもの
- (3) その他村長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を 1 名置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、地域振興課において処理する。

(報酬)

第8条 委員には別に定めるところにより報酬を支給する。

(補則)

第9条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第6次高山村総合計画審議会 名簿

順不同・敬称略

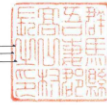
区 分	所 属	氏 名	備 考
会 長	横浜商科大学 商学部 教授	小 島 敏 明	
副会長	高山村社会福祉協議会長	野 上 創 造	
委 員	高山村商工会長	平 形 富二夫	
委 員	高山村農業委員会長	田 中 孝 雄	
委 員	高山村区長会長	平 形 武 利	
委 員	高山村消防団長	後 藤 英 樹	
委 員	高山村民生委員児童委員協議会長	小 林 あい子	
委 員	高山村教育委員会 教育長職務代理者	奈 良 夕 子	
委 員	高山村管内代表校長	浅 井 広 之	
委 員	中学校 PTA 会長	中 澤 拓 也	
委 員	高山村スポーツ協会長	長 澤 克 美	
委 員	高山村文化協会長	平 形 高 夫	
委 員	高山村婦人会長	都 筑 奈穂美	
委 員	女性部しらゆり会長	島 田 由喜枝	

第6次高山村総合計画（案）について（諮問）

高地発第 3120001 号
令和 7 年 2 月 10 日

高山村総合計画審議会 会長 様

高山村長 後藤 幸三



第6次高山村総合計画（案）について（諮問）

第6次高山村総合計画の策定にあたり、高山村総合計画審議会条例（平成26年条例第8号）第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

第6次高山村総合計画（案）について（答申）

令和7年3月14日

高山村長 後藤 幸三 様

高山村総合計画審議会
会長 小島 敏明



第6次高山村総合計画（案）について（答申）

令和7年2月10日付高地発第3120001号で諮問のありました第6次高山村総合計画（案）について、慎重に審議を重ねた結果、承認するとともに下記の意見を付して答申いたします。

記

- 1 計画の推進にあたって、村民の意見を良く聞き、反映できる環境づくりに努めること。
- 2 行政だけでなく村民全体に理解を得ながら計画を進めること。
- 3 計画の進捗状況を確認し、評価や見直しを行うこと。

未来プロジェクト会議 名簿

(順不同・敬称略)

	所属課等職	氏 名	備 考
座 長	副村長	平 形 郁 雄	
副座長	教育長	山 口 廣	
委 員	総務課長	後 藤 好	
委 員	地域振興課長	林 隆 文	
委 員	税務会計課長	本 間 尚 也	
委 員	住民課長	都 筑 喜久雄	
委 員	保健みらい課長	金 井 等	
委 員	農林課長	平 形 英 俊	
委 員	建設課長	割 田 信 一	
委 員	教育課長	飯 塚 優一郎	
委 員	議会事務局長	小 池 正 浩	

R6.4.1 現在

第6次高山村総合計画の策定に向けた村民アンケート調査の概要

<調査概要>

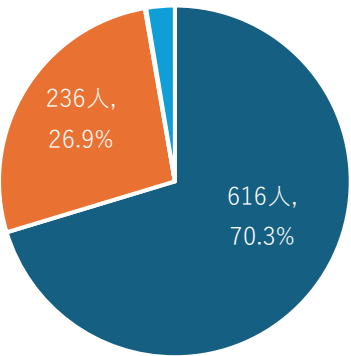
- ・ 調査対象：高山村村内の全世帯を対象
- ・ 調査方法：区長を通じて調査票を配布。区長または班長を通じて調査票を回収
※一部オンライン回答
- ・ 調査期間：令和5年11月1日～11月20日 ※締め切り後、一定期間は回収を継続
- ・ 配布数：1,156部
- ・ 回収数：909部（紙媒体825、オンライン回答84）
- ・ 回収率：78.6%
- ・ 有効回答数：876部
- ・ 有効回答率：75.8%

<回答者属性>

○居住地（n=876）

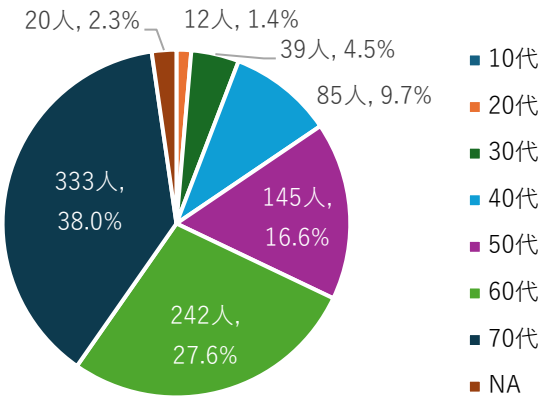
地域	度数（人）	割合（%）
中山地区	596	68.0
尻高地区	257	29.3
N/A	23	2.6

○性別（n=876）



■ 男性
■ 女性
■ その他
■ NA

○年齢（n=876）



■ 10代
■ 20代
■ 30代
■ 40代
■ 50代
■ 60代
■ 70代
■ NA

<村での普段の暮らしについて (n=876) >

問 あなたは、村での普段の暮らしの中で、それぞれの項目についてどのように感じていますか。

- 10項目でポジティブ、8項目でネガティブな反応が現れている
- 「(1)これからも高山村に住み続けたい」の項目では特に平均値が高い結果となった。

5

後期基本計画構想の目標について、右記要領で平均値を算出した。

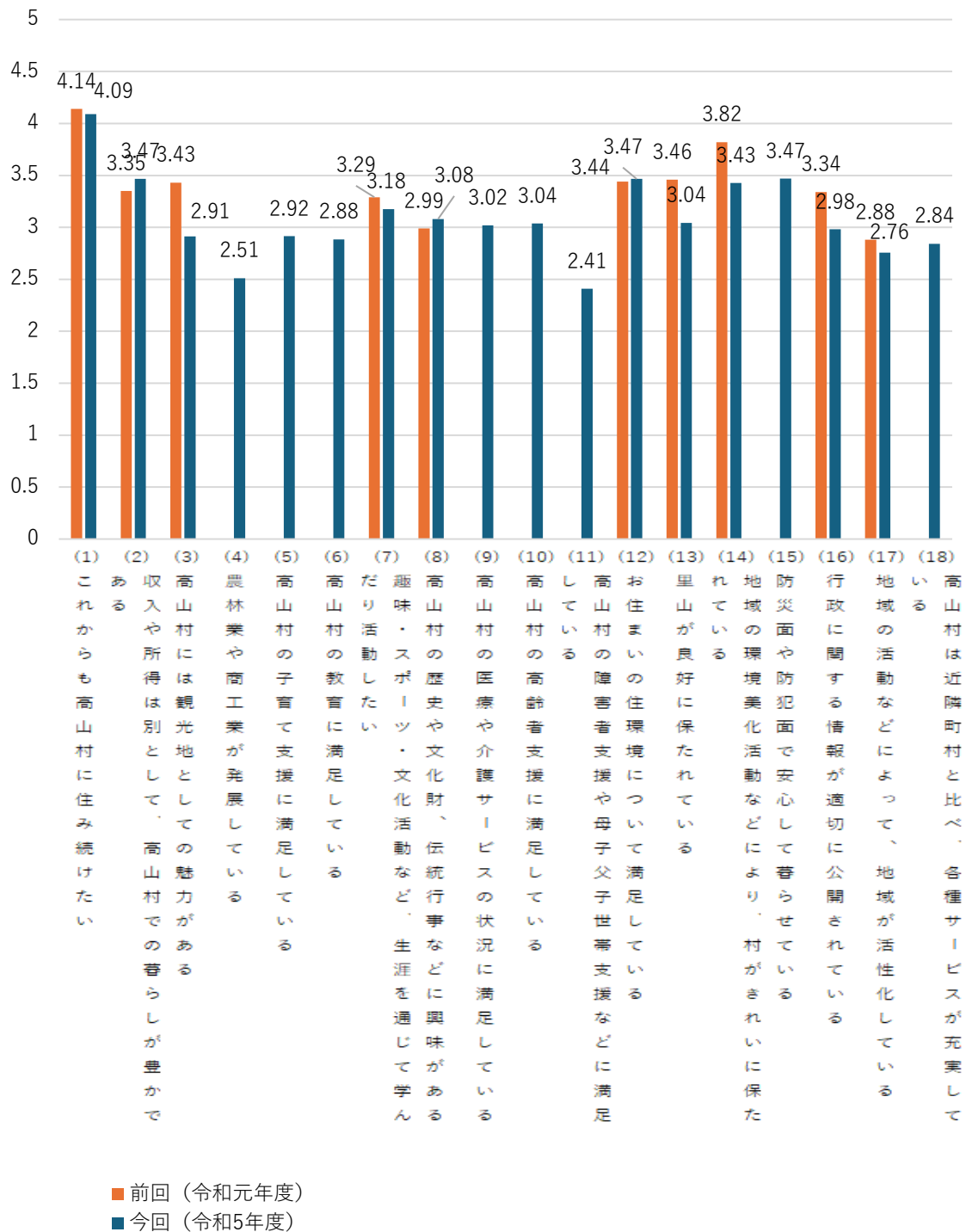
(そう思う 5点~ややそう思う 4点~分からない3点~ややそう思わない 2点~そう思わない 1点)

4.5



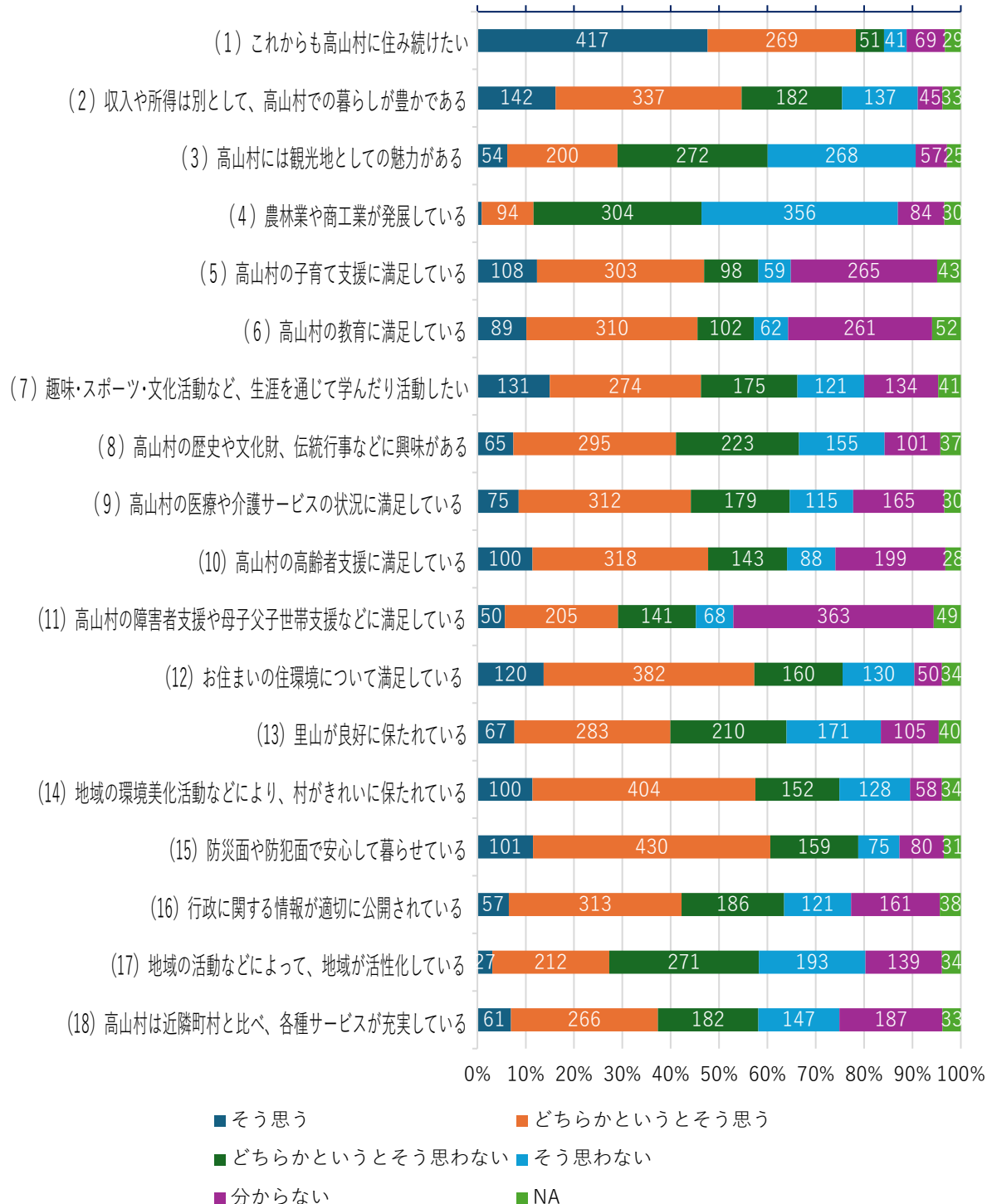
<村での普段の暮らしについて（前回対比）>

- ・ 前回と比較すると、7つの項目でポイントを落としている。
- ・ 前回よりポイントが向上しているのは下記の3項目
「(2) 収入や所得は別として高山村での暮らしが豊かである」
「(8) 高山村の歴史や文化財伝統行事などに興味がある」
「(12) お住まいの住環境について満足している」



<村での普段の暮らしについて（n=876）>

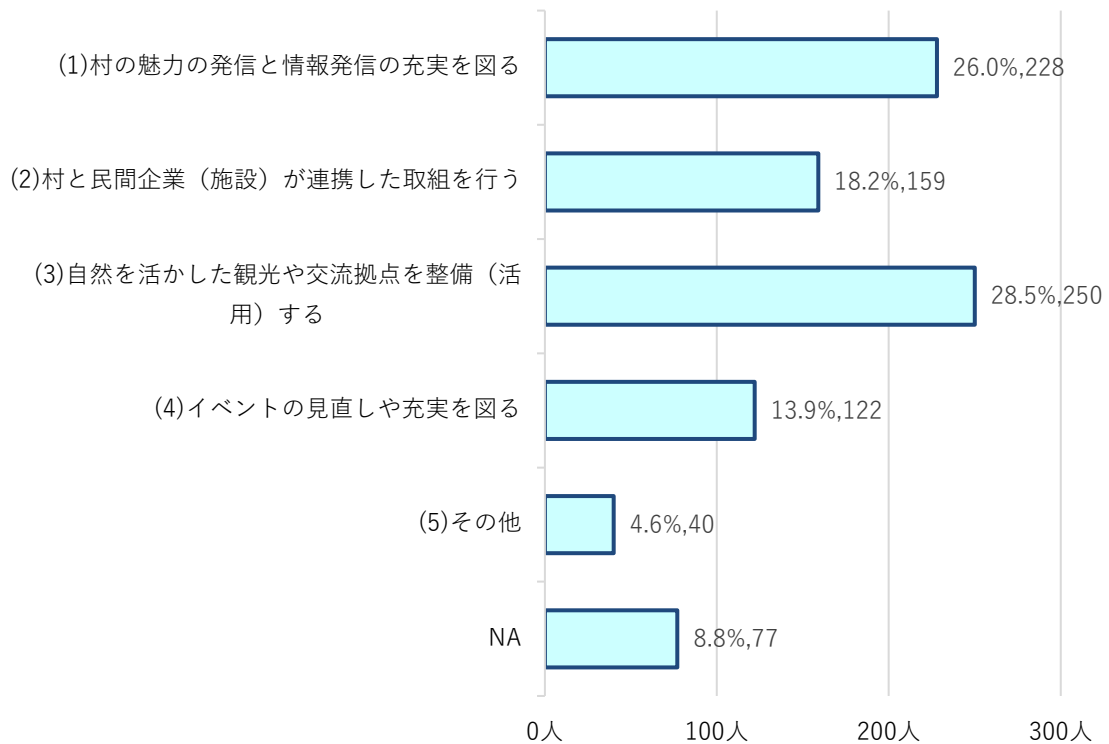
問 あなたは、村での普段の暮らしの中で、それぞれの項目についてどのように感じていますか。



<交流（n=876）>

問 高山村で村内や村外の人々の交流を増やしていくためには、何が重要だと思いますか。

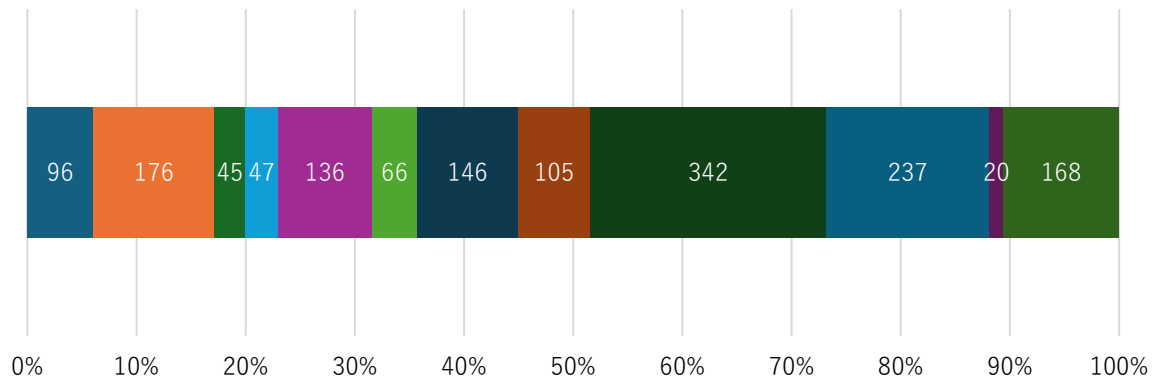
- 「(3)自然を生かした観光や交流拠点を整備する」
「(1)村の魅力の発信と情報発信の充実を図る」の割合が高い。



<村が好き（n=876）>

問 高山村に住んでいる人が、村のことを好きになってもらうためには、何が重要だと思いますか。

- 最も多い回答は「(9) 生活弱者が不便なく暮らせる環境づくりを行う」、次いで「(10) 公共交通等を見直し、利便性の向上を図る」となった。
- 最も少ない回答は「(3) 歴史や伝統などに触れ、興味を持ち理解する」であった。

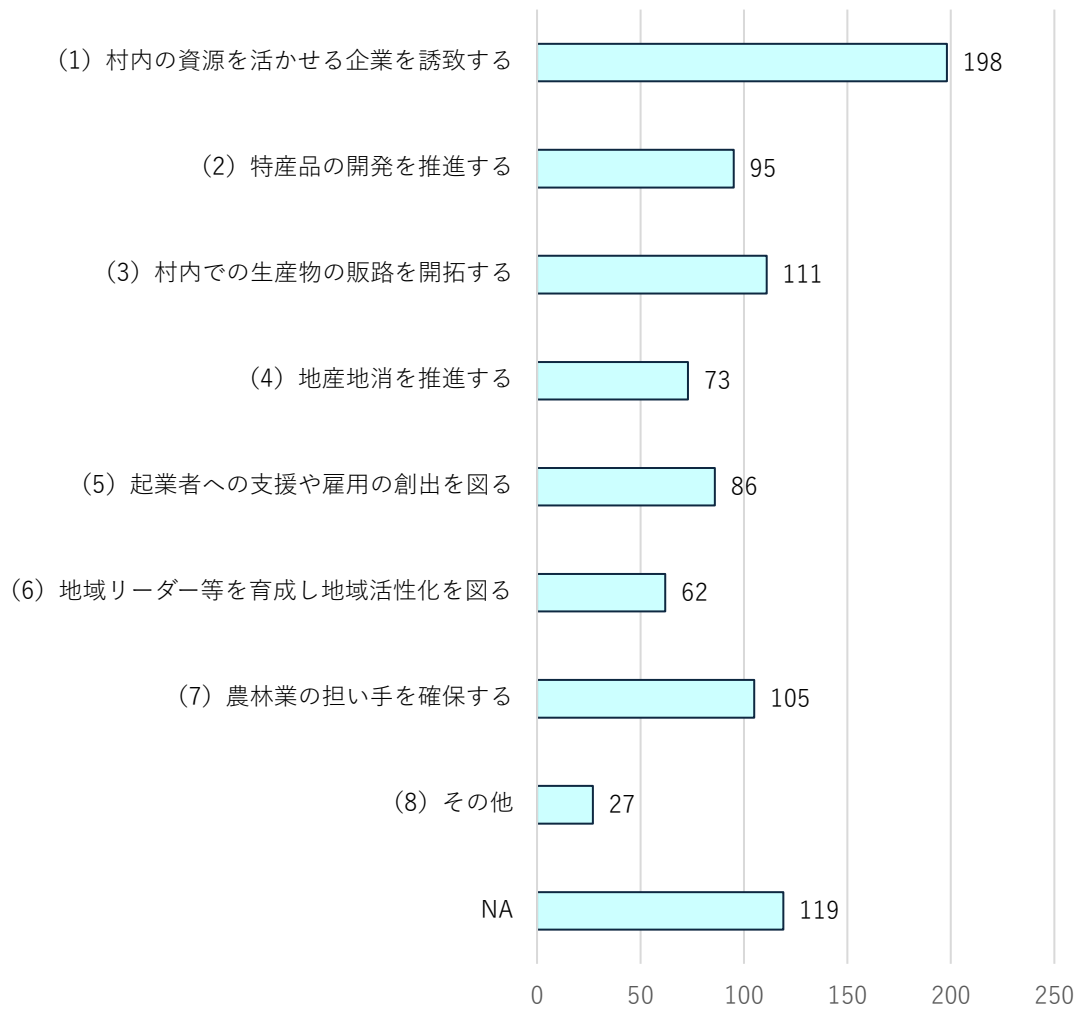


- (1) 行政に関する情報を適切に公開する
- (2) 村の魅力を再発見し発信する
- (3) 歴史や伝統などに触れ、興味を持ち理解する
- (4) 地域と共働した環境美化活動を推進する
- (5) 生活圏の里山整備により、里山を保全する
- (6) 村ならではの特色のある教育を推進する
- (7) 安心して子供を預けられる環境づくりを行う
- (8) 住まいを確保する（空き家を減らす、新しい住宅を増やす）
- (9) 生活弱者が不便なく暮らせる環境づくりを行う
- (10) 公共交通等を見直し、利便性の向上を図る
- (11) その他
- NA

<経済の循環（n=876）>

問 村内の経済を循環させていくためには、何が重要だと思いますか。

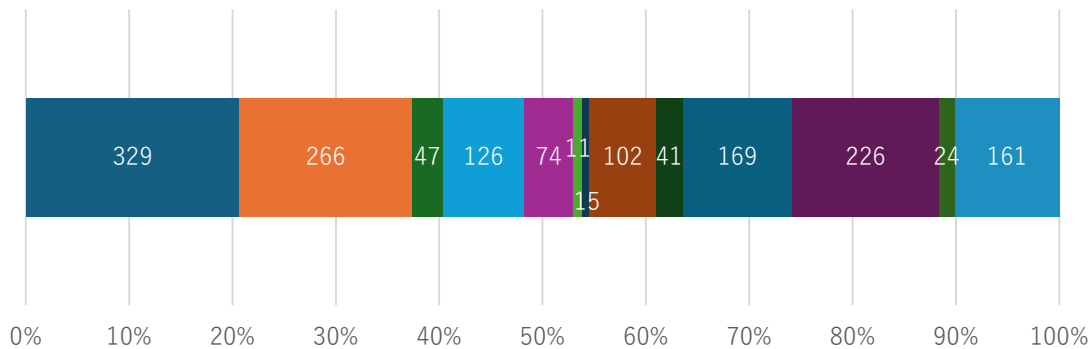
- 「(1)村内の資源を活かせる企業を誘致する」を挙げる方が多い。
- 「(6)地域リーダー等を育成し地域活性化を図る」を挙げる方が少ない。



<豊かさ (n=876) >

問 高山村に住んでいる人が、収入や所得に関係なく村での暮らしが豊かであると感じるためには、何が重要だと思いますか。

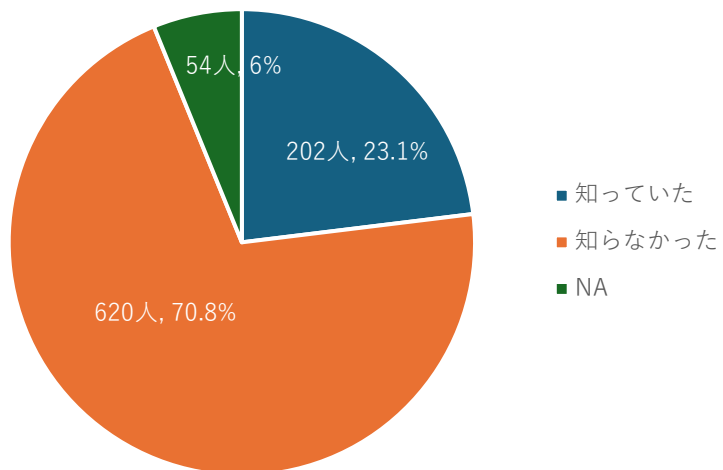
- 最も多い回答は「(1)子どもや子育て世代に優しい村づくりを推進する」で、次に多い回答は「(2)高齢者に優しい村づくりを推進する」となった。
- 最も少ない回答は「(6)消防力の維持や災害対策への取り組みを推進する」であった。



- (1) 子どもや子育て世代に優しい村づくりを推進する
- (2) 高齢者に優しい村づくりを推進する
- (3) 障害者に優しい村づくりを推進する
- (4) 村民の健康増進のための取組を推進する
- (5) 防犯対策・交通安全対策の取組を推進する
- (6) 消防力の維持や災害対策への取組を推進する
- (7) 公害対策への取組を推進する
- (8) 有害鳥獣対策への取組を推進する
- (9) 生涯学習の取組を推進する
- (10) 自然環境・田園風景の保全を図る
- (11) 生活道路・情報網設備など、ライフラインの維持を図る
- (12) その他
- NA

< 総合計画（n=876） >

問 総合計画について知っていましたか。



むらづくりワークショップ概要

(1) 目的

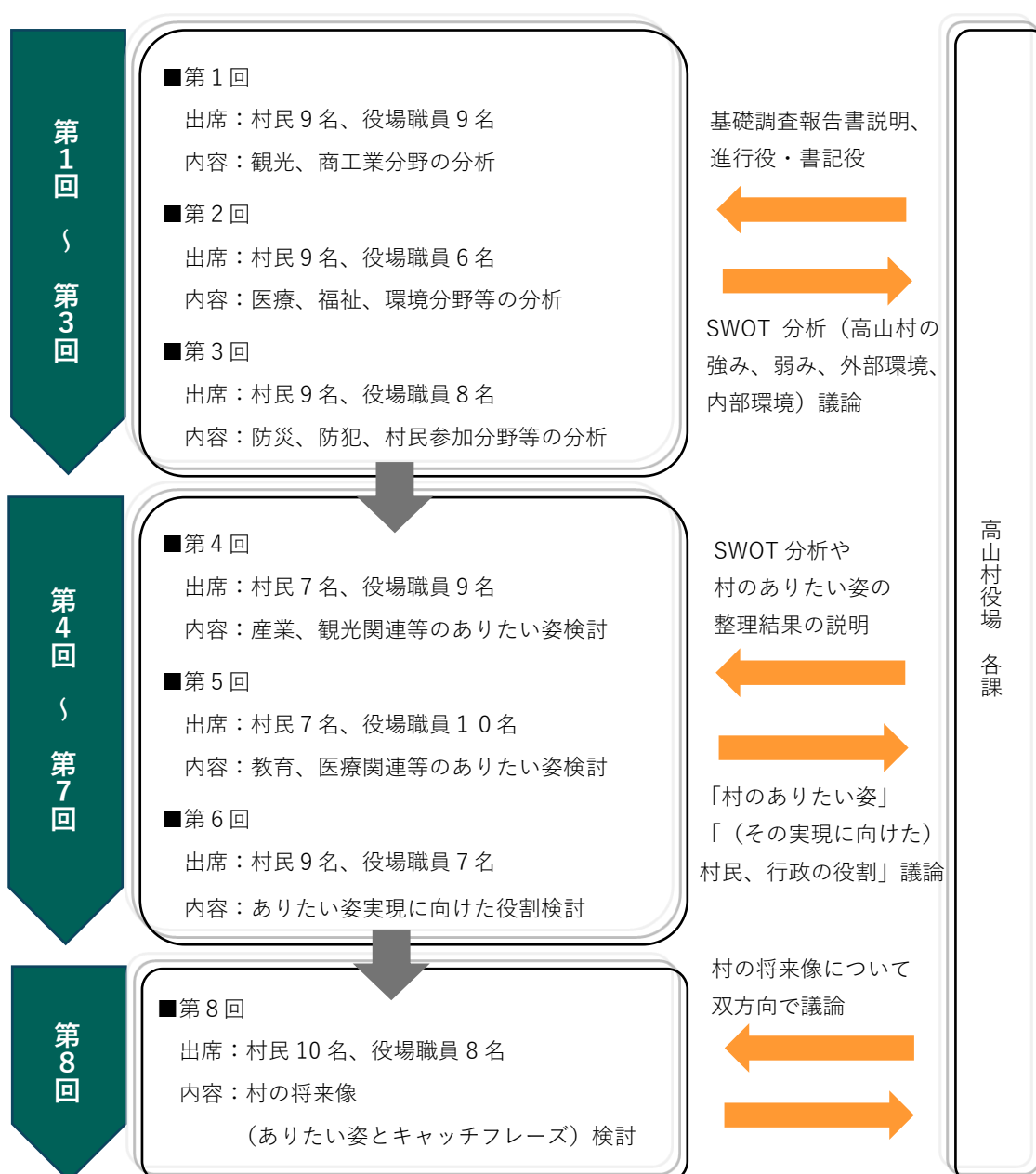
村民と行政のキャッチボールで、村の現状分析や基本構想（「村のありたい姿」や「（その実現に向けた）村民、行政の役割」）について議論。

(2) 参加者の役割

村の現状について議論した上で、次期基本構想の計画期間終了頃（概ね 10 年後）のありたい姿について、村民の立場から意見を述べる。

(3) 進行方法

村民と高山村役場各課の協働で進める。第 1 回～第 3 回で村の現状分析、第 4 回～第 7 回で施策の大綱別の基本構想素材、第 8 回で村の将来像について議論。



<むらづくりワークショップの様子>

ファシリテーター研修

◎ ファシリテーターとは…

会議などの場で、中立的な立場から参加者の発言を促したり、意見をまとめ、話し合いをより良い方向に導く役割を担う人。

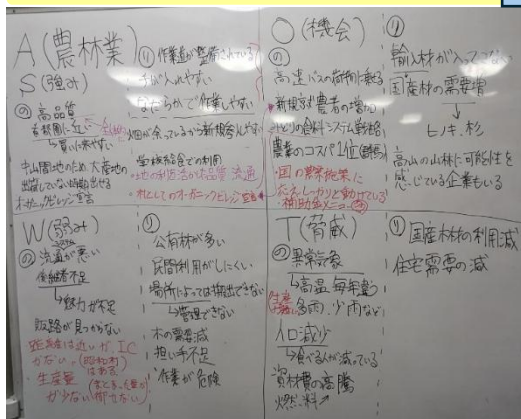
◎ 育成研修の実施

高山村役場各課から選出された職員 8 名に対し、ファシリテーターとしての技術を学ぶための研修会を実施。



ワークショップ／構成：20 代～70 代の村民（14 名）、高山村役場職員（8 名）

① 現状把握（SWOT 分析）



② 分野ごとの「10 年後のありたい姿」、役割



発 散

10 年後のありたい姿について自由に発言

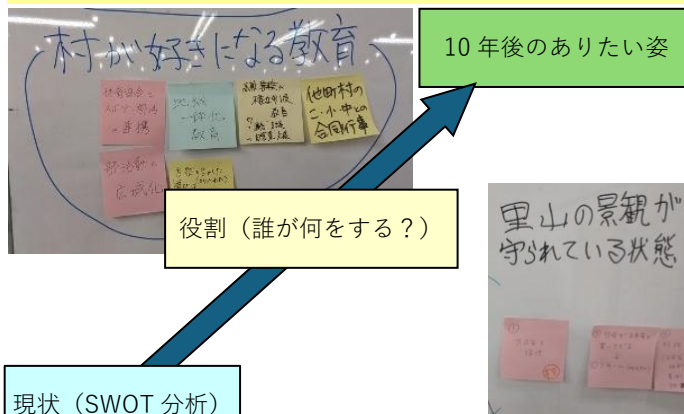
収 束

類似した意見をグルーピング

決 定

キーワードを抽出

③ 10 年後のありたい姿の実現に向けて、現状のギャップを埋めるために、 村民や行政が実施する役割を明らかにする



現在

10 年後



第 6 次高山村総合計画

令和 7 年 3 月

■編集・発行

高山村役場 地域振興課

〒377-0792 群馬県吾妻郡高山村大字中山 2856-1

電話：0279-63-2111（代表） FAX：0279-63-2768